令和８年度答申第６７号
令和８年１０月１４日

諮問番号　令和８年度諮問第３０号（令和８年７月１４日諮問）
審 査 庁　内閣総理大臣
事 件 名　児童手当支給事由消滅処分に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、審査庁における調査検討の在り方は是正すべきである。

第１　事案の概要

本件は、Ａ都道府県知事（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（昭和４６年法律第７３号。令和４年法律第５２号による改正前のもの。以下「法」という。）１７条１項（同項の表２号）による読替え後の法７条１項の認定をして児童手当を支給していた審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）に対し、法８条２項に規定する「児童手当を支給すべき事由が消滅した」ことを確認する処分（以下「本件処分」という。）を行い、児童手当の支給を終了したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

１　関係する法令の定め

（１）法４条１項は、児童手当は、同項各号のいずれかに該当する者に支給すると規定し、同項１号は、１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童又は当該児童を含む二人以上の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを掲げる。

法４条３項は、同条１項１号の場合において、父及び母が当該父及び母

の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定する。

（２）法５条１項本文は、児童手当は、法４条１項１号に該当する者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない旨規定し、同条２項は、同条１項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めると規定する。

これを受けて、児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号。令和６年政令第１９０号による改正前のもの。以下「施行令」という。）２条は、法５条１項に規定する所得は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）５条２項１号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定するところ、施行令３条１項は、法５条１項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法３１３条１項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額等の合計額から８万円を控除した額とする旨規定し、施行令３条２項は、同条１項に規定する市町村民税につき、同条２項各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同条１項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとすると規定する。

（３）法１７条１項（同項の表２号）による読替え後の法７条１項は、常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（以下単に「地方公務員」という。）である一般受給資格者（児童手当の支給要件に該当する者をいう。以下同じ。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（以下「知事・市町村長等」という。）の認定を受けなければならない旨規定する。

（４）法１７条１項（同項の表２号）による読替え後の法８条１項は、知事・市町村長等は、法７条の認定をした地方公務員である一般受給資格者に対し、児童手当を支給する旨規定する。

法８条２項は、児童手当の支給は、一般受給資格者が法７条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨規定する。

（５）法２６条１項は、法８条１項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況等を届け出なければならない旨規定する。

法２６条３項は、児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、同条１項及び２項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（法１７条１項の規定によって読み替えられる法７条の認定をする者を含む。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならないと規定する。

（６）上記（５）を受けて、地方公務員について、児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号。令和５年内閣府令第７１号による改正前のもの。以下「施行規則」という。）１２条１項による読替え後の施行規則４条１項は、一般受給者（一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者をいう。以下同じ。）は、毎年６月１日から同月３０日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した様式第６号による届書（以下「現況届」という。）を知事・市町村長等に提出しなければならない旨規定し、同条２項は、現況届には、施行規則１条の４第２項各号に掲げる書類を添えなければならないと規定し、施行規則１２条１項による読替え後の施行規則４条３項は、知事・市町村長等は、同条１項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる旨規定する。

（７）地方公務員について、施行規則１２条１項による読替え後の施行規則１１条１項は、知事・市町村長等は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる旨規定する。

（８）地方公務員について、施行規則１２条１項による読替え後の施行規則１０条は、知事・市町村長等は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者に通知しなければならない旨規定する。

（９）地方公務員について、施行規則１２条１項による読替え後の施行規則７

条１項本文は、一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第１０号による届書（以下「受給事由消滅届」という。）を知事・市町村長等に提出しなければならない旨規定する。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（１）審査請求人はＡ都道府県の公立学校職員であり、処分庁から、審査請求人の子である児童（平成２０年ａ月ｂ日生まれ。以下「本件児童」という。）に係る児童手当について、受給資格の認定を受け、その支給を受けていた。

（児童手当額改定認定請求書（平成２０年ｃ月ｄ日提出）、現況届（令和５年６月５日提出。以下「本件現況届」という。））

（２）審査請求人は、令和５年６月５日、処分庁に対し、本件現況届を提出した。

本件現況届には、審査請求人が、Ａ都道府県Ｂ市に住所を有し、本件児童と同居してこれを監護し、生計を同じくしている旨が記載されている。

（本件現況届）

（３）処分庁は、令和５年８月９日付けで、審査請求人に対し、本件処分を行った。本件処分に係る「児童手当支給事由消滅通知書」（同日付け文書番号ｅ。以下「本件処分通知書」という。）は、「Ａ都道府県総務部人事課長」名義で発出されており、その本文には、「現況届による審査の結果、次のとおり児童手当の支給事由が消滅したことを確認しましたので通知します。」並びに「１．消滅した日　令和５年５月３１日（令和５年５月分までの支給となります。）」及び「２．消滅の理由　主たる生計維持者の変更」との記載のほか、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）８２条に基づく教示として、「この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。」と記載されていた。

（本件処分通知書）

（４）審査請求人は、令和５年８月２９日（消印日）、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、審査請求書を送付した封筒）

（５）審査庁は、令和８年７月１４日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却

すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3　審査請求人の主張の要旨

令和５年８月１８日に郵送で受け取った本件処分通知書について電話で確認した。マイナンバーによる情報照会により所得の判定を行い、審査請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）の所得が２割程度高額なため本件処分を決定したとのことだった。

審査請求人には総合課税の所得以外に株式の譲渡所得と配当所得があるため、本件配偶者より２倍程度所得は高額であり、生計維持の程度も高い旨伝えたが、主たる生計維持者の所得の判定はマイナンバーによる情報照会により行うとの回答だった。

法４条３項では、父母の「いずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするもの」が児童手当の支給対象とされている。

配当所得は分離課税・総合課税を選択でき、株式の譲渡所得は分離課税である。所得制限は総合課税の所得で判定する規定があるが、主たる生計維持者の判定を総合課税の所得で行うことは確認できなかった。

「児童の生計を維持する程度」は、本件配偶者と審査請求人は同程度だが、むしろ審査請求人の程度が高く、本件処分がされるほど本件配偶者の程度は高くない。

したがって、本件処分の取消しを求める。

第２　審査庁の諮問に係る判断

１　法２６条１項に基づく現況の確認について、施行規則４条３項において、届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができると定めている。（注：原文ママ。審査請求人は地方公務員であるため（上記第１の２（１））、現況届の根拠規定は法２６条３項である。また、審査請求人は本件現況届を提出しているため（上記第１の２（２））、省略の対象はその添付書類であり、その省略の根拠規定は施行規則１２条１項による読替え後の施行規則１１条１項である。）

また、この公簿等の情報に関し、所得の範囲については、施行令において、法５条１項（いわゆる所得制限）に規定する所得は、地方税法５条２項１号に掲げる市町村民税（非課税所得を除く。）についての所得とすると定めている。これは所得制限についての所得ではあるものの、行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成２６年内閣府・総務省令第７号。以下「別表第二省令」という。）４０条６項ロ（注：原文ママ。この点については、下記第３の３（３）ウで付言している。）において、法２６条（現況の確認）の届出に係る事実についての審査に関する事務について、マイナンバー制度の活用により収集可能な情報は「市町村民税に関する情報」と規定されている。

この点に関し、審査請求人の主張する「分離課税」を所得範囲に含めるか否かについては、法令上、法４条３項の「生計を維持する程度の高い者」の判定に用いる所得の範囲について直接これを定める規定はないものの、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）の関係法令における「市町村民税に関する情報」は、情報連携により確認可能な情報の範囲を定めるものであって、法上の所得判定の実体的範囲を直接定めるものではない。他方、施行令２条及び３条は、児童手当の所得制限に係る所得の範囲及び所得額の計算方法を市町村民税に係る所得情報を基礎として定めていることから、処分庁が現況確認において市町村民税情報を基礎資料として用いたこと自体は合理的である。

なお、施行令２条及び３条は、直接には法５条１項の所得制限に係る所得の範囲及び所得額の計算方法を定めるものであり、法４条３項の「児童の生計を維持する程度の高い者」の判定について、当該規定が当然に直接適用されるものではない。しかしながら、同判定は父母のいずれが児童の生計をより主として維持しているかを判断するものであり、所得状況はその判断における重要な客観的資料であること、また、現況確認においては、公簿等により所得状況等を確認することが予定されており、児童手当市町村事務処理ガイドライン（「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成２７年１２月１８日付け府子本第４３０号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別添）においても、請求者以外の父又は母等について所得の状況の確認に努めることが示されている（１０条２項１号ア（注：原文ママ。この点についても、下記第３の３（３）ウで付言している。））。

以上からすれば、法４条３項の「生計を維持する程度の高い者」の判定に当たっては、児童手当制度上の所得把握と整合する市町村民税に係る所得情報を客観的資料として用いることには合理性がある。

２　こうしたことから、処分庁が、公簿等により確認した市町村民税に係る所得情報を基礎として、審査請求人及び本件配偶者の所得状況を比較し、「児童の生計を維持する程度の高い者」の判定を行ったことには合理性がある。また、審査請求人が主張する株式譲渡所得及び配当所得についても、単に分離課税であるか否かではなく、児童手当制度上の所得把握において比較対象とすべき所得に該当するか否かにより判断すべきであるところ、処分庁が公簿等により確認した所得情報に基づき比較した結果、直近年度だけでなく、前々年度及び前年度の所得状況においても、３年連続で本件配偶者の所得が審査請求人の所得を上回っていることが確認されている。

３　したがって、本件配偶者を児童手当受給者に認定し、その上で、元の児童手当受給者である審査請求人に対して行った本件処分（職権に基づく支給事由消滅の処分）に、違法又は不当な点は認められない。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないことから本件審査請求は棄却されるべきとしている。

４　以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

第３　当審査会の判断

当審査会は、令和８年７月１４日、審査庁から諮問を受け、同年９月２４日及び同年１０月８日の計２回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和８年８月７日及び同年９月１８日、主張書面及び資料の提出を受けた。

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）事件の進行管理について

ア　当審査会に提出された事件記録において、審査請求書及び弁明書に受付印等の受付日の表示がなかったことから、審査庁に対し、受付日を確認できる書面の提出や受付日の管理方法の説明を求めたところ、受付日を確認できる書面はなく、審査請求の時系列を整理した表計算ソフトで審査請求書等の受付日を記録しているとのことであった（審査庁主張書面（令和８年８月７日付け。以下「審査庁主張書面①」という。）。

しかし、こども家庭庁文書取扱規則（令和５年こども家庭庁訓令第１号）は、「親展文書及び個人宛の文書」以外の「普通文書」の受付処理について、「文書管理システム上の該当欄に所要の事項を記録し、当該文書の余白に文書取得日及び受付番号を記入」する旨規定しており（３条及び１３

条１項１号）、本件に係る審査請求書及び弁明書についても、当該規則に基づき、それぞれの余白に文書取得日等を記入する等の処理を行うことが求められていたものといえる。

審査庁は、今後、審査請求書等の書面の受付日について、上記規則に基づき記録し、事件の進行管理を適切に行えるように改善すべきである。

イ　本件諮問に当たって提出された資料には、審査請求人及び処分庁に対する審理員を指名した旨の通知（行審法９条１項本文）、処分庁に対する審査請求書の写しの送付及び弁明書の提出の求め（行審法２９条１項本文及び２項）、審査請求人に対する弁明書の写しの送付（行審法２９条５項）並びに審理手続を終結した旨の通知（行審法４１条３項前段）等に係る資料が含まれておらず、諮問説明書の「第２　審理手続等の経過」にも、これらに対応する手続は記載されていない。そこで、審査庁に審理手続関係の資料の提出を求めたところ、審理員指名書及び審理員を指名した旨の通知は提出されたものの、その他については、当時の審理員等から共有されておらず、提出は困難であるとのことであった（審査庁主張書面①）。

しかし、審理員は、審査庁に審理員意見書を提出するときは、事件記録のほか、審理員が審理関係人に対して行った通知や審理関係人から行われた通知（以下「審理手続関係通知」という。）も提出することとされており（行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号）１６条、行政不服審査法施行規則（平成２８年総務省令第５号）４条）、審査庁は、法令上、審理手続関係通知の提出を受けるべき立場にあるのであるから、審理員意見書の提出を受ける際に、審理手続関係通知についても漏れなく提出されているか適切に確認し、対応すべきであった。

今後、審理員は、審査庁に審理員意見書を提出するときは、法令に基づき、審理手続関係通知を漏れなく審査庁に提出すべきである。また、審査庁も、審理手続関係通知が漏れなく提出されるよう適切に確認・対応するとともに、提出された審理手続関係通知も踏まえて、審理手続等の経過について諮問説明書に適確に記載すべきである。

ウ　本件諮問（令和８年７月１４日）は、本件処分（令和５年８月９日付け）を不服として行われた本件審査請求（同月２９日）から約２年１０か月半もの期間を経て行われており、特に、審理員意見書の提出（令和６年３月２９日）からは約２年３か月半もの期間を要している。この理

由について、審査庁は、他の案件や法改正など急を要する対応が続いていた旨説明する（審査庁主張書面①）。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行審法の目的（１条１項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

（２）上記（１）で指摘した点及び下記３で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件処分の違法性又は不当性について

本件処分は、処分庁が、児童手当の支給を受けていた審査請求人について、法４条３項の「児童の生計を維持する程度が高い者」（以下この要件を「本件要件」という。）に該当しなくなり、法８条２項に規定する「児童手当を支給すべき事由が消滅した」ことを確認したものである。

これに対し、審査請求人は、自身の所得は本件配偶者の所得より高額であり、本件要件に該当するとして、本件処分の取消しを求めていることから、以下、本件処分の違法性又は不当性について検討する。

（１）「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成２４年３月３１日付け雇児発０３３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「法施行通知」という。）の記第２の１（４）は、法４条１項１号の場合において、父母のいずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者であるとするかについては、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、妥当と認められる者をもって該当者とすることとなるが、その判断に当たっては、まず父母の所得の状況を考慮すること、ただし、①住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）（以下「基準①」という。）、②健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）（以下「基準②」という。）及び③住民税等の扶養親族の取扱い（父母のどちらの扶養親族になっているか）（以下「基準③」といい、基準①及び基準②と併せて「本件各基準」という。）についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すべきであるとの解釈を示している。

本件要件を含む法４条３項の規定には「所得」との文言はなく、施行令及び施行規則にも、本件要件の判断に係る「所得」の規定はないものの、

「児童の生計を維持する程度が高い者」を判断するに当たって、まず父母の「所得」の状況を考慮することとする点を含めて、法施行通知の上記内容は、本件要件の解釈として一応の合理性を有すると解される。

（２）父母の「所得」の範囲について

法施行通知を踏まえると、本件要件の判断に当たっては、まず父母の「所得」の状況を考慮することとなる。この点について、審査請求人は、本件要件について総合課税の所得で判定する旨の規定はなく、それ以外の株式の譲渡所得と配当所得も含めて判定すべき旨主張している。

そこで、本件処分当時における本件要件の判断に係る「所得」の範囲について検討する。

ア　法５条の「所得」の範囲は、市町村民税についての非課税所得以外の所得とされ、その額の計算においては、地方税法３１３条１項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額等を合計することとされており（施行令２条及び３条）、その算定対象に特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得（以下「特定配当等・特定株式等譲渡所得」という。）は含まれていない（なお、地方税法３１３条１２項から１５項まで（令和４年法律第１号による改正前のもの）の規定によれば、総所得金額の算定において、市町村民税申告書等に記載のない特定配当等・特定株式等譲渡所得の金額は除外するものとされている。）。

そして、市町村長は、現況届の添付書類（施行規則４条２項）により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは当該添付書類の提出を省略させることができ（施行規則１１条１項）、現況届に係る事実についての審査等に関する事務の処理に関して個人番号を利用すること及び情報提供ネットワークシステムを使用して市町村民税に関する情報の提供を受けることが可能とされている（番号法（平成３１年法律第３号による改正前のもの）９条１項及び１９条８号、別表第１の５６の項並びに別表第２の７４の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成２６年内閣府・総務省令第５号。令和５年デジタル庁・総務省令第１６号による改正前のもの。）４４条５号並びに別表第二省令（令和５年デジタル庁・総務省令第１２号による改正前のもの）４０条６号イ）。

イ　児童手当を支給するかどうかを決める所得の限度額については、養育

者に係る扶養親族等及び養育する児童の数に応じて決めることが公平であると考えられることから、法５条は、所得税法に規定する扶養親族等及び養育する児童の有無及び数に応じて養育者の所得限度額に差を設け（中央法規出版株式会社発行「五訂　児童手当法の解説」９１、９２頁参照）、これを受けて施行令２条は「所得」を市町村民税についての非課税所得以外の所得と定めているところ、法４条３項においては、必ずしもこのような事情や規定が存在するわけではない。

しかし、法が受給資格等の認定及び支給に関する事務を市町村長が処理することとしたのは、市町村長が一般受給資格者の所得等の状況を現有公簿により確認できるので、事務処理の的確、簡素化が図られること等を考慮したものであると解され（前掲書１１０、１１１頁参照）、上記アのとおり、現況届に係る事実についての審査等に関する事務の処理に関して個人番号を利用すること及び情報提供ネットワークシステムを使用して市町村民税に関する情報の提供を受けることが可能とされていることにも鑑みると、本件要件の判断に係る「所得」の範囲について、同じく支給要件に関する法５条の「所得」の範囲と同様に取り扱うことには相応の合理性があると認められる。そして、法がこのような取扱いを許容していないと解すべき根拠も特段見当たらない。

ウ　したがって、本件要件の判断に係る「所得」の範囲について、法５条の「所得」の範囲と同様に市町村民税についての非課税所得以外の所得とし、その算定対象に特定配当等・特定株式等譲渡所得は含まないとする取扱いに違法又は不当な点は認められない（なお、一般受給資格者が地方公務員である場合は、知事・市町村長等が事務を処理することとなるが、その場合も、公平の観点から上記と同一の取扱いとすべきである。）。

（３）本件要件の該当性について

法施行通知は、本件要件の判断に当たっては、まず父母の所得の状況を考慮するとともに、本件各基準についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して判断すべきとしているから、上記（２）も踏まえ、審査請求人が本件要件に該当するかについて検討する。

ア　所得については、弁明書に、本件配偶者の方が審査請求人よりも高額であることを確認した旨の記載があり、審理員意見書及び諮問説明書にも、処分庁により上記確認がされた旨の記載があるものの、いずれの書

面にも具体的な所得額の記載はなく、事件記録にも、処分庁が上記確認のために参照した資料は含まれていなかった。また、本件各基準の該当状況については、上記各書面のいずれにも記載はなく、事件記録にも確認できる資料は含まれていなかった。そうすると、審理員及び審査庁は、本件要件の判断に当たって、客観的な証拠書類に基づくことなく、弁明書の上記記載に依拠して事実認定及び判断をしたこととなるから、本件審査請求における調査検討は不十分であるというほかない。

このように、審理員及び審査庁における調査検討が不十分なものとなったのは、審査請求人が、総合課税の所得に含まれない株式の譲渡所得と配当所得も含めて判定すべき点のみを主張していることによるものとも考えられる。しかし、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和４年６月（令和８年５月改訂）総務省行政管理局。以下「行審法ガイドライン」という。）〔本文編〕４７頁において、「審理の範囲については、審査請求人が主張する審査請求の理由に限られず、当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶものであり、審査請求人が主張していない点についても、必要に応じ、職権により調査を行う［最高裁昭和２９年１０月１４日第一小法廷判決・民集８巻１０号１８５８頁］」とされているから、審理員及び審査庁は、審査請求に係る処分全体の違法性又は不当性について適確に検討し、審理員意見書及び諮問説明書に漏れなく記載する必要があった。

なお、処分庁及び審理員は、それぞれ弁明書及び審理員意見書において、「課税情報で明確に把握でき、客観性のある所得の状況は「生計を維持する程度」の判断基準として優先するべき」との考え方（「児童手当Ｑ＆Ａ集（令和４年７月１９日版）」（内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室作成。以下「Ｑ＆Ａ集」という。）の問２－１）を援用しており、これは、所得の状況が優先されるため本件各基準の該当状況を確認する必要はなかった旨の見解を示しているようにも解される。しかし、Ｑ＆Ａ集の問２－１では、上記の考え方において、まず父母の間の所得の状況を考慮することになり、原則として所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当するが、健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）、住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）等について、所得の高い者が該当していない場合は、その事情を勘案した上で判断するとされており、本件各基準についても確認した上で判断すべきとす

る法施行通知の内容と整合的であって、本件各基準を全く考慮しなくてよいとするものとは認められない。

特に、本件においては、審査請求人は受給事由消滅届を提出しておらず（審査庁主張書面（令和８年９月１８日付け。以下「審査庁主張書面②」という。）、本件処分は職権により行われているところ（上記第２の３、審理員意見書）、「公務員の児童手当関係事務処理について」（平成２７年１２月１８日付け府子本第４３１号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）により準じて取り扱うこととされている児童手当市町村事務処理ガイドライン（令和３年９月１日府子本第８８４号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの）３４条３項が、「公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報に基づき、職権による（中略）支給事由消滅処分を行うときは、その適正な処理についてより一層の注意を払うこと。」と定めていることに鑑みても、職権により行われた本件処分に対する本件審査請求の審理においては、法施行通知を踏まえ、本件各基準についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して判断する必要があったといえる。

イ　当審査会から審査庁に対し、審査請求人及び本件配偶者の具体的な所得額並びに本件各基準の該当状況について確認できる資料の提出を求めたところ、審査庁から、本件現況届及び本件配偶者に係る令和４年分給与所得の源泉徴収票の写し（以下「本件源泉徴収票」という。）等の資料が追加提出された（なお、基準①及び基準②の該当状況について確認できる資料は提出されなかった。）。

これに併せて、上記の追加提出資料を踏まえた判断について審査庁に照会したところ、審査庁は、法施行通知及びＱ＆Ａ集（上記ア参照）について、各家庭等における状況は様々であることから、単に父母の所得状況だけをもって画一的に判断するのではなく諸事情を考慮して判断するように示したものである旨、法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）２４５条の９）ではなく、示された確認項目の全てを確認しなければ処分が違法となる性質のものではない旨主張した上で、本件処分に際して基準①及び基準②の該当状況は確認されていなかったが、３年連続で本件配偶者の所得が審査請求人の所得を上回っていたこと、本件源泉徴収票において本件児童が扶養親族とされていたこと、扶養手当について、審査請求人自身の申立てにより令和２年６月分

以降は受給者が本件配偶者に変更されたことが確認されており、これらは本件配偶者を主たる生計維持者とする判断と整合する事情であると考える旨主張する（審査庁主張書面②）。

ウ　以上を踏まえて検討する。

（ア）関係資料から、以下の事実が認められる。

Ａ　上記（２）を踏まえて算定する令和４年分の所得は、審査請求人が４５７万２０９３円であり、本件配偶者が５５８万７７５８円である（本件現況届）。

Ｂ　令和４年分の給与所得の源泉徴収において、本件児童は本件配偶者の扶養親族とされている（本件源泉徴収票）。

（イ）これらの事実を踏まえると、まず、所得については、本件配偶者の方が審査請求人よりも相当程度高額である上、本件各基準については、本件配偶者が基準③に該当していることが認められる。このような事情の下においては、仮に審査請求人が基準①及び基準②に該当したとしても、本件要件には本件配偶者が該当し、審査請求人はこれに該当しないと解することが相当である。

したがって、本件において、審査請求人は本件要件に該当しないから、「児童手当を支給すべき事由が消滅した」（法８条２項）ことを確認した本件処分に違法又は不当な点は認められないとする審査庁の判断は、結論において妥当である。

３　付言

（１）処分に係る通知について

ア　本件処分通知書が、処分庁名義ではなく「Ａ都道府県総務部人事課長」名義で発出されている（上記第１の２（３））ことについて、その根拠（法的整理）を審査庁に照会したところ、要旨以下のとおり回答があった（審査庁主張書面①、審査庁主張書面②）。

（ア）Ｃ規則により、Ａ都道府県職員に対する児童手当の支給に関する事務は総務部人事課（以下「人事課」という。）の分掌事務とされている。

（イ）処分庁の説明によれば、児童手当の対象者は職員に限定されることから、Ａ都道府県職員児童手当事務取扱要領において、給与条例上の諸手当の認定と同じシステムにより処理する旨定められている。申請・認定・通知の一連の事務はこのシステムで完結しており（人事課

で認定した結果は職員が即時にシステムで確認できる。）、Ｄ訓令の規定により、適切な決裁を経て処理している。その上で、国が市町村向けのガイドラインに準じて書面による通知をするよう求めているため、書面による通知を追加的に行っているものである。

（ウ）Ｅ訓令３１条は、文書の性質や内容に応じて課長名義で施行することを認めている。本件処分通知書は、内部職員向けであること及びシステムで既知の情報であることなどから、人事課長名義で施行したものである。

しかし、本件処分の内容を文書で審査請求人に通知することは、施行規則１２条１項による読替え後の施行規則１０条の規定によって処分庁に課された義務であり、こうした法令に基づく処分庁の事務を人事課長名義で行うには処分庁による委任が必要であると解されるところ、上記回答からはそのような委任を可能とする法令上の根拠及び委任の形跡のいずれも確認できない（上記（ウ）については、仮に訓令を根拠としている点をおくとしても、不利益処分について法令に基づき通知するという「文書の性質や内容」に鑑みて妥当な解釈であるとはいい難い。）。今後、処分庁は、施行規則１２条１項による読替え後の施行規則１０条に基づく通知の名義について、その根拠（法的整理）について明確にした上で、適切に表示すべきである。

イ　本件処分通知書には、行審法８２条１項の規定に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この通知書を受けた日」の翌日と記載されている（上記第１の２（３））。

しかし、審査請求期間について、行審法１８条１項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して３月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、「この通知書を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではない。

処分庁においては、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行審法１８条１項の規定に則し正しく記載して教示することが求められるのであって、今後、再発防止のための措置を講ずる必要がある。

また、本件処分通知書は、児童手当市町村事務処理ガイドラインの様式

第１２号「児童手当支給事由消滅通知書」（以下「本件様式」という。）を参照して作成されたものとみられるところ、本件様式における教示についても「この通知書を受けた日」と記載されているから、審査庁は、当該文言を修正する必要がある。

（２）理由の提示について

本件処分の理由について、本件処分通知書には、「現況届による審査の結果、次のとおり児童手当の支給事由が消滅したことを確認しましたので通知します。」及び「消滅の理由　主たる生計維持者の変更」と記載されているが、本件処分の根拠法条や本件要件に該当しなくなった原因となる事実は記載されていない（上記第１の２（３））。

このような理由の提示の違法性又は不当性について、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、審理員及び審査庁が検討した形跡は見当たらなかった。この点について、審査庁に説明を求めたところ、本件処分通知書には、本件配偶者が本件要件に該当すると判断した結果、審査請求人について児童手当の支給事由が消滅した旨示されており、また、審査請求人は本件審査請求において本件配偶者との生計維持の程度の比較について具体的に争っており、本件処分の理由を認識し得ていたと考えられるため、審査庁として、理由提示の違法があるとまでは判断していないが、本件処分の根拠法条を明示していなかった点については、行政手続法（平成５年法律第８８号）１４条１項及び３項の規定の趣旨に照らし、より丁寧な記載を行うことが望ましいと考える旨主張する（審査庁主張書面②）。

行政手続法１４条１項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁平成２１年（行ヒ）第９１号同２３年６月７日第三小法廷判決・民集６５巻４号２０８１頁）。すなわち、不利益処分の理由の提示は、その名宛人にとっては、なぜ当該不利益処分を受けたのかを理解するために必要なものであるから、提示する理由の内容としては、「不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実」を明示する必要があると解されている（総務省行政管理局編著「逐条解説　行政手続法（平成２７年４月）」１９１、１９２頁参照）。

とりわけ、本件処分は職権により行われたのであるから（上記２（３）ア）、本件処分の理由の提示においては、本件処分の根拠法条はもとより、いかなる事実を原因として審査請求人が法４条３項に規定する「児童の生計を維持する程度が高い者」（本件要件）に該当しなくなったと判断したのかを審査請求人が正確に理解できるよう、本件要件の内容及び根拠法条並びに「現況届による審査の結果」について、より具体的かつ丁寧に記載すべきであった（上記第１の３のとおり、審査請求人は、本件処分通知書の受領後に電話で確認した具体的な事実をもって本件審査請求の理由としている。）。

今後、処分庁は、本件要件に該当しなくなったことを理由として児童手当支給事由消滅処分を行うときは、その処分に係る通知書において、根拠法条とともに、本件要件に該当しなくなった原因となる事実について、審査請求人が正確に理解できるよう具体的かつ丁寧に記載すべきである。

また、本件処分通知書は、本件様式を参照して作成されたものとみられるところ、本件様式においても児童手当支給事由消滅処分の根拠法条は記載されていないから、審査庁は、上記の行政手続法１４条１項本文の趣旨を踏まえて、本件様式について、当該処分の根拠法条を記載することを含めて適切な理由の提示に資するよう改正する必要がある。

（３）諮問の在り方について

ア　本件諮問に係る弁明書、審理員意見書及び諮問説明書においては、法施行通知を始めとする通知等の内容を踏まえた説明が記載されているが、本件諮問時の資料にはこれらの通知等が含まれておらず、当審査会から審査庁に求めて初めて提出されたところである。また、そうして提出された通知等のうち、「市町村における児童手当関係事務処理について」（別添の児童手当市町村事務処理ガイドラインを含む。）については、当審査会の指摘により、本件に適用されるものではなかったことが判明したため、改めて提出される事態に至っている。

今後、審査庁は、諮問に当たって、関連する基本的な資料について、当審査会に漏れなくかつ正確に提出する必要がある。

イ　審理員意見書においては、「認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすることに留意する。」とされている（行審法ガイドライン〔本文編〕１１０頁及び行審法ガイドライン〔様

式編〕様式例第７４号参照）。これは、諮問説明書においても同様である（「行政不服審査会への諮問等に関する留意事項について」（令和５年４月３日付け当審査会事務局事務連絡）の別添１「諮問説明書の記載例及び関係書類の添付について」記載３参照）。

しかし、本件の諮問説明書において、認定の根拠とした資料について記載したとみられる「関係書類」は認定した事実ごとに示されておらず、その内容も、関係法令等のほかには、審査請求書、弁明書及び審理員意見書のみであり、認定事実の裏付けとなる具体的な事件記録等については記載が一切ない。

今後、審査庁は、諮問をする際は、諮問説明書において、認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）を示して、認定した事実とその裏付けとなる資料の関係を明らかにするよう留意されたい。

ウ　本件諮問は、本件処分から約２年１１か月、審理員意見書の提出からでも約２年３か月半もの期間を経て行われており（上記１（１）ウ参照）、この間に複数の関係法令等（通知等を含む。以下同じ。）が改正されているが、諮問説明書には、改正前後のどの規定が適用されるか具体的に特定する記載はない（なお、本件に適用された施行令２条及び３条の規定については、令和６年政令第２８９号により削除された旨記載されている。）。

諮問説明書においては、本件諮問までに廃止又は名称変更された法令が何らの説明もなく従前の名称のまま記載されていたり、本件に適用される規定とは異なる条項が記載されていたりするなど、正確性を欠く記載が散見されるところである。

関係法令等の改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、諮問説明書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を疑義の生じない形で明確に記載することが求められる。審査庁は、諮問をする際には、諮問説明書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

４　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、審査庁における調査検討の在り方は是正すべきである。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第３部会

委　　員　　吉　　開　　正　治　郎

委　　員　　中　　原　　茂　　樹

委　　員　　福　　本　　美　　苗